

2021年11月20日

内閣総理大臣 岸田文雄様

国際婦人年連絡会

世話人 大倉多美子

橋本 紀子

前田 佳子

## 男女共同参画担当大臣を必置とする内閣府設置法の改正を求める要望書

菅内閣では別々だった内閣府設置法に基づく特命大臣である「男女共同参画担当 (Minister of State for Gender Equality)」と「少子化対策担当」を第一次岸田内閣では野田聖子さんが兼務されることになり、第二次岸田内閣でも継続されることになりました。

子ども・子育て支援法の施行 (2015年) で「少子化対策担当」は内閣府設置法上の必置とされています。一方、男女共同参画社会基本法の施行にもかかわらず「男女共同参画担当」は内閣府設置法上の必置とされておらず、そのため政権によって変動があり、役職名が必ずしも一致していません。今回も「少子化・男女共同参画」といった第三次小泉内閣及び第一次安倍内閣で用いられた表記が用いられています。

本来、男女共同参画と少子化対策は内容が異なり、兼務であっても表記を一つにまとめるべきものではありません。まして男女平等度の低い日本においてこれを積極的に改善し、国際水準に引き上げるためには「男女共同参画担当」は内閣府設置法上の必置とするべきであるのは明白です。

以上より、下記の「必置」の法の改正と担当名への変更、報道の記載での留意を要望します。

### 記

- 1, 内閣府設置法を改正し、男女共同参画会議担当の内閣府特命大臣を「男女共同参画担当」大臣として必置とすること。
- 2, 名称は英語名である、“Minister of State for Gender Equality”の合致する「男女平等担当」とすること。
- 3, 「少子化対策担当」との兼任大臣の場合に併記するときにも政府は別々に表記し、報道においても同様に記すこと。